

北海道高等学校文化連盟 第 50 回全道高等学校放送発表大会
兼 第 73 回NHK杯全国高校放送コンテスト北海道大会 石狩地区大会
開 催 要 項

1. 主 催 北海道高等学校文化連盟石狩支部 NHK札幌放送局
2. 後 援 江別市教育委員会
3. 主 管 北海道高等学校文化連盟石狩支部放送専門部
4. 当 番 校 札幌創成高等学校（北海道札幌市北区北 2 9 条西 2 丁目 1-1）
5. 期 日 2026 年 5 月 13 日（水） 運営会議（江別市民会館を予定）
2026 年 5 月 20 日（水） 総合受付、役員打合せ、公開抽選会、開会式、研究発表
2026 年 5 月 21 日（木） 部門受付、役員打合せ、朗読、創作ラジオドラマ、
創作テレビドラマ、各部門審査講評
2026 年 5 月 22 日（金） 部門受付、役員打合せ、アナウンス、ラジオドキュメント、
テレビドキュメント、各部門審査講評、結果発表、表彰
閉会式、全道大会参加手続き
6. 会 場 江別市民会館（江別市高砂町 6 番地） 電話 011-383-6446
7. 参加資格
 - （1）令和 8 年度北海道高等学校文化連盟に加盟している高等学校および中等教育学校の後期課程に在学中の生徒およびその作品。
 - （2）特例として、上記（1）に定める生徒以外で、北海道高等学校文化連盟別途規定による大会参加資格を満たした生徒の大会参加を認める。
 - （3）アナウンス部門・朗読部門は、1 名 1 部門とする。
 - （4）番組部門は 1 校につき、各部門 1 作品に限る。（1 部門に 1 校から 2 作品以上出品できない）
 - （5）各番組部門は、高校生の創作に限る。
8. 参加に関わる禁止事項
 - （1）他のコンテスト・コンクール等に参加した作品及びそれを改変・改編した作品の参加は認めない。
 - （2）本大会前にテレビ・ラジオ等で放送された場合は、その作品は失格とする。
9. 参加作品の著作権について
 - （1）参加作品の著作権は、制作者（応募した学校）に帰属する。
 - （2）当コンテストに応募した段階で、主催者が行う放送（N コン WEB 等での映像配信サービスを含む）、イベントでの上映、ホームページ・印刷物への掲載などについて、応募作品の利用（業務上の必要により編集、切除その他の改変を行うことも可）を許諾したものとする。
 - （3）当コンテスト終了後、応募作品を他に利用する際は、利用に関わる一切の責任は制作者が負

うことになり、主催者は責任を負わない。ただし、全道・全国大会に参加する作品はそれぞれの大会が終了するまで他の利用はできないので注意する。

10. マスコミ報道に関する注意事項

高校放送局の活動が、新聞・テレビ等のマスメディアで報道されることは、高校生の放送活動に対する社会の理解や関心を高めることにつながり、校内放送活動の発展に寄与するものである。しかし、一方で、大会で審査を受ける前の作品がテレビやラジオで放送され、多くの人の目に触れることは、大会会場での新鮮な感動を薄れさせ、審査に影響を与えてしまうことも否めない。これらのことをふまえ、参加校は以下のことに留意する。

- (1) 地区大会前
 - a. 地区大会前にテレビ・ラジオ等で作品の一部または全部が放送されることは差し控える。
- (2) 地区大会後、全道大会前
 - a. 地区大会後に、ローカルニュースなどで作品の一部または全部が報道されることはかまわない。この場合、該当校は、北海道高文連放送専門委員長に報告することとする。
 - b. 全道大会前に、全道向けのテレビ・ラジオ等で作品の一部または全部が放送されることは差し控える。
- (3) 全道大会後、全国大会前
 - a. 全道大会後に、全道向けのテレビ・ラジオ等で作品の一部または全部が放送されることはかまわない。この場合、該当校は、北海道高文連放送専門委員長に報告することとする。
- (4) インターネットサイトへの掲載について
 - a. 各地区や参加校・道内のマスメディアや道内のローカルニュースサイトなどが、地区大会の結果や順位を掲載することはかまわない。ただし、学校名・氏名などを掲載する場合は、当該校や当該生徒の許諾を得て行うこと。また、全道大会終了までは、作品のタイトルがサイトに掲載されることは避けること。
 - b. 全国大会終了まで、参加作品そのもののネット配信は、作品の一部であっても差し控える。全国大会後であっても、ネット配信の際は、取材先や著作権者への許諾を必ず得る。
 - c. 北海道高等学校文化連盟放送専門部は、本大会の参加者の学校名・氏名・作品名および入賞順位、大会中の写真や応募作品などをサイトへの掲載のために利用できるものとする。
- (5) 報道機関・関係機関への情報提供について
 - a. 北海道高等学校文化連盟放送専門部は、報道機関・高文連などの関係機関に本大会の参加者の学校名・氏名・作品名および入賞順位、大会中の写真などの情報を提供する。

11. 参加人数・参加本数

アナウンス	朗 読	ラジオドキュメント	テレビドキュメント	創作テレビドラマ	創作ラジオドラマ	研究発表
4人以内	4人以内	1本	1本	1本	1本	1本

12. 参 加 費

- | | | |
|--------------------------------|--------|--------|
| (1) アナウンス部門 | 1名につき | 3,000円 |
| (2) 朗読部門 | 1名につき | 3,000円 |
| (3) 番組部門 (ラジオドキュメント・テレビドキュメント) | 1作品につき | 3,000円 |
| (4) 創作ドラマ部門 (ラジオ・テレビ) | 1作品につき | 3,000円 |
| (5) 研究発表部門 | 1校につき | 3,000円 |

13. 参加申込み

(1) 参加申込書

参加申込書のデータを『北海道高文連放送専門部公式サイト』<https://zendo-hoso.net/>の石狩支部のページからダウンロードし、必要事項を記入の上、石狩支部事務局のエントリー専用メールアドレス (ishikari_entry@zendo-hoso.net) にファイルを添付して送信するか、事務局 (札幌東高校) 渡辺考博 宛 FAX 011-811-3952 に送信する。

(FAXによる申し込みは、その日のメールによる受付よりも後の受付番号となる。)

受付後、随時折り返し受付確認メール(自動返信以外)または FAX にて受付完了の連絡をする。

※参加エントリーは **2026年5月7日(木) 9:00 ~ 5月8日(金) 17:00** までとします。

※参加料は、大会1日目に本部にてお支払いください。

(参加申込書はエントリー時のものを事務局で印刷して使用します、領収書も同様です)

※参加エントリー締切日の翌週の月曜日(5月11日)までに、受付完了の通知が届かない場合は、事務局まで電話にて連絡ください。(札幌東高校 渡辺 011-811-1919)

※参加申込みの順番(受付番号)が、1日目の公開抽選の際の順番になります。

※参加申込みの一覧を **5月11日(月)までにメール**で参加各校に送信しますので、内容に間違いがないか確認をしてください。(メールが使用・閲覧できない場合は、ご相談下さい)

※参加申込み一覧の訂正・変更などは **5月13日(水) 15:00まで** 受付けます。(その後はプログラム印刷発注のため変更は一切できませんのでご了承ください)

【お願い】 トライアル(順位対象外の審査基準)の募集

対象部門 : アナウンス部門・朗読部門

対象生徒 : 本大会にエントリーしない者

申込み : エントリーと同時に申込み

その他 : ・審査員からの講評も受けることができる。
・希望者が多数の場合は、事務局で厳正に抽選を行う。
・トライアル出場者ははじめに「トライアル〇番」から読み始める。

(2) 原稿(アナウンス・朗読)・番組進行表(ラジオ・テレビ・研究発表)

各参加校が、大会第1日目の公開抽選で確定した発表番号を右上に記入し、要項で指示された部数を大ホール裏の指定された場所に提出する。

※当日参加できない学校については、事前に事務局(札幌東高校渡辺)へ提出する。

(3) ラジオ部門(MP3)・テレビ部門(MP4)の作品データ

各参加校が、**5月18日(月) 17:00 までに作品のデータを提出する。**

提出の方法については、後日配布される【別紙提出要領】にて確認する。

(4) 研究発表部門のパワーポイントデータ

参加各校が使用する**300MB以内のパワーポイントのデータを提出する。**

提出の方法については、後日配布される【別紙提出要領】にて確認する。

14. 大会事務局・当番校

事務局 北海道札幌東高等学校

〒003-0809 北海道札幌市白石区菊水9条3丁目1-5

TEL 011-811-1919 FAX 011-811-3952 (学校)

担当者 渡辺 考博

当番校 札幌創成高等学校

〒001-0029 北海道札幌市北区北29条西2丁目1-1

TEL 011-726-1578

担当者 外山 尚生

北海道高等学校文化連盟 第50回全道高等学校放送発表大会

兼 第73回NHK杯全国高校放送コンテスト北海道大会 石狩地区大会 実施要領

1. 目 的

現代に生きる高校生の豊かな人間性の育成と、未来への展望を持つ人間としての成長をめざし、校内放送活動をメディアリテラシーの実践として位置づけ、情報発信としての放送活動の発展をはかる。

2. ね ら い

- (1) 美しく豊かな日本語を大切にすることの心情を育て、あわせて話す力、表現する力を高める。
- (2) 情報発信者としての自覚を高め、あわせて創造性を育てる。
- (3) 社会との関わりに目を向け、放送の果たす役割を学ぶ。
- (4) 人間尊重の心を培い、国際理解を深める放送の働きを確かめる。
- (5) 学園生活の中におけるおいを育て、心のふれあいの場をつくる。

3. 研究主題（統一テーマ） 「私たち高校生と放送」

高校生の連帯、先生方とのきずな、地域や社会への結びつきを、日常生活の中で考え、主体的に放送活動に展開すること。

4. 日 程

第1日 5月20日（水）	
9:00～	会場設営、役員打合せ
11:00～11:30	総合受付（ホワイエ）
11:30～14:00	公開抽選（各部門・参加受付順）（大ホール）
14:30～14:45	開会式（大ホール）
15:00～17:00	研究発表部門（大ホール）
第2日 5月21日（木）	
9:00～ 9:30	部門受付、大会本部（3階31・32号室） 役員及び審査員打合せ（各会場にて）
9:30～17:00	朗読部門（大ホール）・創作ラジオドラマ部門（3階37号室） 創作テレビドラマ部門（小ホール）、各部門審査講評（各会場）
第3日 5月22日（金）	
9:00～ 9:30	部門受付、大会本部（3階31・32号室） 役員及び審査員打合せ（各会場にて）
9:30～16:40	アナウンス部門（大ホール）・ラジオドキュメント部門（3階37号室） テレビドキュメント部門（小ホール）、各部門審査講評（各会場）
17:00～17:30	結果発表、表彰、閉会式（大ホール）
17:30～	全道大会参加手続き（大会本部）

※ 以上は大まかな日程であって、参加数などによって時間や会場の変更はあり得る。

5. 審査員（予定）

▽アナウンス部門	専門家1名	顧問審査員6名
▽朗 読 部 門	専門家1名	顧問審査員6名

▽番組部門
▽研究発表部門

専門家1名
代表審査員1名

顧問審査員6名
顧問審査員6名

6. 表彰

入賞数は下記の表に従う。入賞者及び入賞作品を石狩地区代表として全道大会に推薦する。

アナウンス・朗読				番組部門		ラジオ ドキュメント 奨励枠
地区予選部門 参加人数	推薦 人数	地区予選部門 参加人数	推薦 人数	地区予選部門 参加校数	推薦本数	
151名以上	19人	61～70名	10人	28校以上	10本	各地区の判断 で1本加算で きる。推薦に 当たっては各 地区で審議す る。
141～150名	18人	51～60名	9人	24～27校	9本	
131～140名	17人	41～50名	8人	19～23校	8本	
121～130名	16人	31～40名	7人	15～18校	7本	
111～120名	15人	21～30名	6人	11～14校	6本	
101～110名	14人	16～20名	5人	8～10校	5本	
91～100名	13人	11～15名	4人	5～7校	4本	
81～90名	12人	10名以下	3人	4校以下	3本	
71～80名	11人					

※研究発表部門は地区推薦とし、特に参加数の制限を設けない。

▽各部門の表彰

入賞者には賞状を贈り、最優秀には賞状と楯を贈る。

- 1位 ...最優秀賞（賞状と楯）
- 2位・3位 ...優秀賞（賞状）
- 以下 ...入 選（賞状）

▽総合賞

総合賞得点基準例に従って、入賞を得点対象とし、合計点で賞を決定する。同点の場合は入賞数の多い方を上位とする。

- 1位 ...最優秀賞（NHK杯と賞状）
- 2位・3位 ...優秀賞（賞状）

◎総合賞得点基準

アナウンス部門・朗読部門

入賞数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位以降
14人の場合	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
12人の場合	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4			
10人の場合	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6					
8人の場合	15	14	13	12	11	10	9	8							

番組部門・研究発表部門

入賞数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
10本の場合	30	27	24	21	18	15	12	9	6	3
9本の場合	30	27	24	21	18	15	12	9	6	
8本の場合	30	27	24	21	18	15	12	9		
7本の場合	30	27	24	21	18	15	12			

7. 全道大会参加手続き

全道大会への出場が決まった学校は、閉会式終了後に大会本部（3階32号室）にて全道大会への参加手続きをして下さい。なお、各校から提出された、発表原稿や番組進行表は返却しません。

- (1) エントリー部門の確認
- (2) 「北海道大会への手続きについて」の受領
- (3) 参加料の支払い

アナウンス部門・朗読部門 1名につき 5,000円

番組部門（ラジオドキュメント・テレビドキュメント）1作品 6,000円

創作ドラマ部門（ラジオ・テレビ）1作品 6,000円

研究発表部門 1作品 6,000円

※その他、必要事項は、全道大会の要項をご覧ください。

8. 提出物等一覧

- (1) 事前に提出するもの

① 参加申込書（メールにて）**FAXは要相談** 5月7日（木）9:00～5月8日（金）17:00

② 各作品のデータ、研究発表のPowerpointデータ

5月18日（月）17:00まで

- (2) 大会当日提出するもの

- ① 参加料 1日目 3階32号室本部へ
- ② アナウンス・朗読の原稿 1日目 公開抽選後、発表番号を記入して提出場所へ
- ③ 番組部門の「番組進行表」 1日目 公開抽選後、発表番号を記入して提出場所へ
- ④ 研究部門の「番組進行表」 1日目 受付で提出する

※受付当日会場に来られない学校については、事前に事務局（札幌東高校渡辺）に連絡し、

①は振り込み、②から④については、事前に郵送等で事務局まで提出する。

- (3) 大会当日持参するもの

- ① 名札用ケース（クリップ・紐どちらでも可）

※アナウンス・朗読の出場者、番組部門、研究発表部門の代表者用

9. 問い合わせ先

- (1) 要項・要領についての問い合わせは、石狩支部放送専門部事務局へ。
北海道札幌東高等学校 渡辺 考博

TEL 011-811-1919 FAX 011-811-3952（学校）

メール ishikari@zendo-hoso.net

- (2) 大会の運営についての問い合わせは、大会事務局（当番校）へ。
当番校 札幌創成高等学校 外山 尚生

TEL 011-726-1578

- (3) 全国大会の要項と原稿・番組進行表の書式・各種書類・テストパターン等は下記の全国大会のサイトからダウンロードして下さい。

全国大会 https://hosokyoiku.jp/ncon_h/info/index.html

全道大会 <https://zendo-hoso.net/>

※各書類については、必ず今年度の様式を使用してください。

- (4) 大会に関する各種情報は、下記の「北海道高等学校文化連盟放送専門部」のサイトに随時掲載します。<https://zendo-hoso.net/>

今大会の注意事項・変更点

1. 番組進行表について

(1) 昨年度から提出前チェック表(様式2-6)の提出が必要になりました。

「提出前のチェック項目」が「提出前チェック表」(様式2-6)という名前に変わり、番組進行表の一部として提出が必要になりました。必ず添付してください。

(2) 昨年度から表紙(様式2-1)に、「提出データ詳細」と「様式2-6提出前チェック表」の記入欄が加わりました。「提出データ詳細」に、①ファイル形式、②データ量を必ず記入してください。テレビドキュメント部門と創作テレビドラマ部門は、③解像度、④フレームレート(fps)も必ず記入してください(日本でのテレビ放送を想定しているコンテストであるため、フレームレートは、29.97fps(30fps)のみです)。

※表紙や様式は、全国大会のWebサイトより今年度(第73回大会)のものをダウンロードして使用してください。

2. ラジオ部門の制作に当たって

昨年度からラジオドキュメント部門・ラジオドラマ部門の番組制作に当たっては、審査における作品再生時の不具合を防ぐため、作品の前後に2秒程度のブランク(無音)を入れることとなっています。

3. 校内放送研究発表会(研究発表部門)の変更点について

(1) 発表者数の上限は機器操作担当者を含めて3人から2人に変更になります。

(2) レーザーポインタの貸し出しはなくなりますが、持ち込みは可能です。

(3) 全国大会では発表中の会場の消灯はなくなります。

4. 音響について

・番組部門データの「音声の逆位相」に注意してください。

NHKホールなど一部の会場ではステレオで録音された音声をモノラルミックスして再生しているとのこと。その際に音声は逆位相で記録されていたため録音したはずの音が流れなかったという事例があるそうです。地区大会・全道大会でも会場によってモノラルミックスで再生される場合もあり得ますので、音声はモノラル環境で問題なく再生できることを確認して下さい。(主催者側で修正は行いませんので、提出前のご確認をお願いします。)

<主な確認方法>

・音声ミキサーや編集ソフトで「位相反転」スイッチがオンになっていないか。

・編集ソフトや波形モニターで左右のチャンネルで音声波形が反転していないか。

・作品視聴時に音声ミキサーの「MONO」や「L+R」ボタンを押して再生し、音量が極端に小さくならないか。

・作品視聴時に左右のスピーカーを近づけて中央で開いたときに、音量が極端に小さくならないか。

10. 各部門の参加規定・審査基準

【1】アナウンス部門

1. アナウンス部門規定

- (1) アナウンスする内容は自校の校内放送に使用するものとし、原稿を生徒が自作したものに限る。**(生成 AI による原稿作成は不可とする。)**
- (2) アナウンスのはじめに、番号と氏名を読むこととし、(学校名は読まない)、時間はそれらを含め、1分10秒以上1分30秒以内とする(氏名の前に学校名は読まない)。字数は制限しない。
- (3) 事前に提出するアナウンス原稿は、ダウンロードした様式1に従い、仕上がりA5判で9部(コピー可)を大会第1日目の公開抽選終了後に、発表番号を記入して、大ホール裏に持参、提出する。(指定の書式をダウンロードして作成した原稿(A4版)を2つ折りにし、順番に重ねた物の右側余白部分に縦に2カ所ホチキス止めをする。
原稿の表紙や様式は、全国大会の Web サイトより第73回大会のものをダウンロードする。)
- (4) 取材等を行う場合、大会で発表することについて必ず許諾を得るなどして人権に配慮する(文書の添付は不要。文書で許諾を受ける必要がある場合は、様式2-5を使用)著作物使用の許諾については、原稿末尾に文書添付等の処理をする。

2. アナウンス部門

- (1) 出場者は、受付で提出した自作原稿をアナウンスする。
- (2) 審査は、専門家1名と顧問審査員6名で行う。

3. アナウンス審査基準

- (1) 研究主題「私たち高校生と放送」のテーマに沿った内容となっており、自校の校内放送に使用する内容であること。
- (2) 審査の視点
 - a. 内容
 - (ア) 素材の選び方は適切であるか。
 - (イ) 文章表現は適切であるか。
 - b. アナウンスの技術
 - (ア) 自然な発声で聞き手に伝わるようにアナウンスしているか。
 - ・発声 ・発音 ・マイクの使い方
 - (イ) 正しく意味を伝える表現ができているか。
 - ・内容把握・イントネーション
 - ・言葉の立て方(プロミネンス)
 - ・アクセント
 - (ウ) 間(ポーズ)は適切か。
 - ・テンポ・ポーズ
 - (3) 点数は100点法の1点刻みとし、a. b.の項に留意して総合的に採点する。
 - (4) 顧問審査員6名の審査点のうち、最高点と最

低点を除き、残り4名の審査員と専門家1名の審査点を合計したもので順位を決定する。

- (5) 入賞者の中で同点者が出た場合は、専門家の点が上位のものを優位とする。それでも同点の場合は、審査員全員の協議によって決定する。

4. アナウンス部門規定違反

- (1) ± 1 秒を越える時間規定違反については、各審査員の点数から5点ずつ減点する。
- (2) テーマに沿っていない内容や、校内放送に適さない原稿、著作権処理の不備等については、大会中に大会本部で確認し、出場者に直接指導を行う場合がある。この指導を受けたこと自体は、地区大会での点数には影響しないものとする。
- (3) その他の規定違反等への対処については、大会本部で審議し決定する。

5. アナウンス部門全道大会参加手続き

- (1) 全道大会の参加費1名につき5,000円は、閉会式終了時に納入する。
- (2) その他、詳細については、閉会式後の全道大会参加手続きの際に連絡する。

【2】朗読部門

1. 朗読部門参加規定

- (1) 次の指定作品の中から1編を選び、自分の表現したい部分を抽出して朗読する。作品の改変は認めない。※抽出は文頭から開始し、文末で終了すること。一文途中の開始や終了は改変とみなす。本文中の()内も読むこと。(読み仮名・訳者注を除く)まえがき、あとがきからの抽出はしないこと。

朗読指定作品

- 1) 『夫婦善哉』
織田作之助 著(新潮文庫刊)
- 2) 『編めば編むほどわたしはわたしになっていった』
三國万里子 著(新潮文庫刊)
- 3) 『リーチ先生』
原田マハ 著(集英社文庫刊)
- 4) 『とんがりモミの木の郷 他五篇』
セアラ・オーン・ジュエット 著
河島弘美 訳(岩波文庫刊)
- 5) 「源氏物語」より「夕顔」
紫式部(出版社は問わない)

注意 電子書籍不可。1)、2)、4)は収録作品のいずれを選んでも良い。4)は他の出版社、翻訳者のものは不可。5)は現代語訳不可。

- (2) 朗読のはじめに、番号、氏名、作者名(訳者名は読まない)、作品名を読むこととし(学校名は読まない)、時間はそれらを含め1分30秒以上2分以内とする。1)、2)、4)は短編名、5)は『源氏物語』を作品名として読むこと。

- (3) 事前に提出する朗読原稿は、様式1に従い、仕上がりA5判で9部(コピー可)を大会1日目の公開抽選終了後に、発表番号を記入して、大ホール裏に持参、提出する。(指定の書式をダウンロードして作成した原稿(A4版)を2つ折りにし、順番に重ねた物の右側余白部分に縦に2カ所ホチキス止めをする。)

1)～4)については、原稿表紙に抽出部分の開始ページ数を記入する。**原稿の表紙や様式は、全国大会のWebサイトより第73回大会のものをダウンロードする。**

2. 朗読部門

- (1) 出場者は、受付で提出した指定作品から抽出した原稿を朗読する。
- (2) 審査は専門家1名と顧問審査員6名で行う。

3. 朗読部門審査基準

- (1) 審査の視点

a. 内容

- (ア) 作品の選定は適当であるか。
 - (イ) 抽出部分は適切か。
- ※作品中にある差別的な表現などについては、

文芸上の表現であり、そこを抽出したことで、減点等の措置とはしない。

b. 朗読の技術

- (ア) 内容表現上、声の出し方や言葉の運びが自然で適切か。
 - ・発声・発音・マイクの使い方
 - (イ) 正しく意味を伝える表現ができているか。
 - ・内容把握・イントネーション
 - ・言葉の立て方(プロミネンス)
 - ・アクセント
 - (ウ) 間(ポーズ)は適切か。
 - ・テンポ・ポーズ
- (2) 点数は100点法の1点刻みとし、aとbの項に留意して総合的に採点する。
- (3) 顧問審査員6名の審査点のうち、最高点と最低点を除き、残り4名の審査員と専門家1名の審査点を合計したもので順位を決定する。
- (4) 入賞者の中で同点者が出た場合は、専門家の点が上位のものを優位とする。それでも同点の場合は、審査員全員の協議によって決定する。

4. 朗読部門規定違反

- (1) ±1秒を越える時間規定違反については、各審査員の点数から5点ずつ減点する。
- (2) 提出原稿の不備等については、大会中に大会本部で確認し、出場者に直接指導を行う場合がある。この指導を受けたこと自体は、地区大会での点数には影響しないものとする。
- (3) その他の規定違反等への対処については、大会本部で審議し決定する。

5. 朗読部門全道大会参加手続き

- (1) 全道大会参加費1名につき5,000円は、閉会式終了時に納入する。
- (2) その他、詳細については、閉会式後の全道大会参加手続きの際に連絡する。

【3】ラジオドキュメント部門

番組制作にあたっては P20～P27「番組部門共通の注意事項 (Web サイトの番組制作関連資料)」を必ず見て、必要な権利処理を済ませて提出すること。

1. ラジオドキュメント部門規定

- (1) 高校生活や地域社会とのかかわりの中に広く素材を求め、ラジオの特性を活かして制作された、高校生としての視点を大切にしたい、独創的な作品であること。
- (2) 様式規定に従った番組進行表を作成する。
- (3) 作品は、6分30秒以上7分以内でまとめる。作品の最後には「制作は〇〇高等学校(放送局・部・委員会等)でした。」というクレジットコールを入れる。クレジットコールには、クレジットコール以外の音声は入れない。また、作品の前後に2秒程度のブランク(無音)を入れること。作品の計時は、最初の音からクレジットコールの終わり(...でした)までとする。
- (4) 作品データは、音声ファイルMP3形式で提出する。

*制作にあたっての注意

審査は公開で行われること、また参加作品をNHKの地域放送や特集番組などで放送したり、イベントやWebサイト、印刷物に利用したりすることがあるので、制作にあたっては、番組に登場する著作物の権利者に利用のための許諾を文書で得て、必ず番組進行表に添付すること。

- (5) 作品の再生操作は部門の運営委員が行うが、音量の調整については、可能な限り参加校の代表者自身が行う。
また、当日再生する生徒がいない場合、運営委員が再生を行い、音量の調整も運営委員に一任する。再生する生徒がいないことを事前にわかっているものについては、番組進行表を発表の前日までに事務局(札幌東高校渡辺)へ提出する。
- (6) 作品は事前に、タイム違反がないかなどをチェックしておく。

2. ラジオドキュメント部門審査基準

- (1) 研究主題「私たち高校生と放送」のテーマに沿った、高校生に向けた内容であること。
- (2) 審査の視点
 - a. 企画・内容
 - (ア) 「私たち高校生と放送」という統一テーマを理解し、学校をとりまく素材の中から適切なものを求め、効果的に表現しているか。

(イ) ラジオの特性を活かした作品になっているか。

b. 制作技術

- (ア) 構成・演出
- (イ) 取材の方法や努力
- (ウ) ナレーション
- (エ) 技術
 - ・録音の技術
 - ・編集の技術
 - ・音楽や効果音の使い方など

- (3) 点数は100点法の1点刻みとし、a. bの項に留意して総合的に採点する。
- (4) 顧問審査員6名の審査点のうち、最高点と最低点を除き、残り4名の審査員と専門家1名の審査点を合計したもので順位を決定する。
- (5) 入賞者の中で同点者が出た場合は、専門家の点が上位のものを優位とする。それでも同点の場合は、審査員全員の協議によって決定する。

3. ラジオドキュメント部門規定違反

- (1) ±1秒を越える時間規定違反については、各審査員の点数から5点ずつ減点する。
- (2) 著作権処理の不備、番組進行表の不備等については、大会中に大会本部で確認し、出場者に直接指導を行う場合がある。この指導を受けたこと自体は、地区大会での採点には影響しないものとする。
- (3) その他の規定違反等への対処については、大会本部で審議し決定する。

4. ラジオドキュメント部門様式規定

(1) 番組進行表

次の表の規定に従った様式をコンテストのWebサイトより第73回大会のものをダウンロードして、必要事項を記入する。仕上がりA4版で「番組進行表表紙(様式2-1)」・「CUEシート(様式2-2)」・「権利処理一覧表(様式2-3)」・「音源使用許諾申請書(様式2-4)」・「取材許諾・著作物等ご提供のお願い(様式2-5)」・「提出前チェック表(様式2-6)」をまとめたものを3部、「番組進行表表紙(様式2-1)」のみを7部(コピー可)作成し、大会1日目の公開抽選終了後に、発表番号を記入して、大ホール裏に持参、提出する。(両面印刷はしない)

(2) 作品データの提出

作品を記録したMP3データは、5月18日(月)17:00までに提出する。提出の方法については、後日配布される【別紙提出要領】にて確認する。

番組進行表について

(表中の◎の内容は必ず添付する)

◎①表紙 制作意図 スタッフ 確認欄 (様式2-1)	全国大会ではプログラムに掲載できるタイトルは全角15文字まで。標準フォントにない記号は使わない。制作意図は200字程度にまとめる。
◎②CUEシート (様式2-2)	作品に使用した著作物(様式2-3の著作物一覧表に記入したもの)がどこでどのように使用されていたのかが一目でわかるように記入する。
◎③権利処理一覧表 (様式2-3)	作品に使用した著作物(音楽・効果音・新聞・書籍・美術品・写真・パソコンソフトおよびデータなど)と権利処理内容(取材場所・施設・イベント・主催者など)をすべて一覧表に記載する。これらは著作権処理が不要のものであっても必ず記載する。また著作物を使用しない場合には、表中に大きく「なし」と記載する。

⑦著作権フリー素材関連書類	著作権フリー素材を使用する場合、素材のタイトル(曲名)が記された部分のコピーおよび使用条件が記載された文面(使用条件の記載箇所はジャケットとは限らないので注意)のコピーを必ず添付する。
---------------	--

※北海道高文連のサウンドバンククラブの音源を使用する場合には、毎年配布されるファンダンゴのフリー使用条件を示した書類のコピーを添付する。

⑧音源以外の著作物の使用、取材の許諾など (様式2-5)	取材にあたって許諾を必要とする場合は様式2-5を添付する。写真、画像等の著作物を使用する場合は必ず許諾をとること。
◎⑨提出前チェック表(様式2-6)	全ての項目について内容を確認した上で、代表生徒および顧問のチェックを記入する。項目に該当する内容がない場合は、斜線を記入する。

*「ご協力のお願ひ」は添付しないこと

(以下④～⑦は必要に応じて添付しなければならない)

④日本レコード協会の許諾証	23 ページに記載されたレコード会社については、日本レコード協会のWebサイトで申請し、発行される許諾証を必ず添付する。(詳しくは P20～27 参照)
⑤音源使用許諾申請書 音源使用申請に対する回答書 (様式2-4)	レコード会社が著作権隣接権を持っている音源著作物を使用した場合に必ず添付する。様式2-4を使用しない場合は、使用を許諾された内容が記載された文書のコピーを必ず添付する。
⑥著作権者からの使用許諾書のコピー	JASRAC 管理の楽曲を使用した場合は、JASRAC の録音利用許諾書のコピーを必ず添付する。それ以外の楽曲の場合は、使用を認められた内容が記載された文書のコピーを必ず添付する。

5. ラジオドキュメント部門全道大会参加手続き

- (1) 地区大会の上位作品を地区代表として全道大会に推薦する。
- (2) 全道大会参加費 6,000 円は、閉会式終了時に納入する。
- (3) その他、詳細については、閉会式後の全道大会参加手続きの際に連絡する。

◆補足

①取材の留意点

- ・取材をする場合は、コメントやインタビューの音声・映像が番組に使われること、大会の会場で公開されること、全国上位に入賞した場合に、ラジオで放送される可能性があることについて、許諾を得ること。文書での許諾が必要な場合は様式2-5を使用。(文書の添付は不要)
- ・取材先には、全道入賞した場合、NHK札幌放送局のサイトでネット配信されることについて、可否の確認しておくこと。ネット配信が拒否されても、番組に使うことが許諾されていれば、その取材は番組に使って良い。

②「NHKクリエイティブ・ライブラリー」のサービスは終了したが、以前にダウンロードした素材は、「利用のルール」を守ることを条件に、Nコンについては使用許諾なく使用できる。「使用著作物一覧には明記のこと。」

③ラジオでの新聞、書籍の引用について

コンテスト委員会では、新聞・書籍等についての

ラジオ番組の中での引用については、資料名をはっきりとコールし（作品と引用物の主従が逆転しないなど）引用とはっきりわかるようにすれば、許諾手続きは不要としている。しかし、新聞社によっては、引用でも許諾手続きを求める会社もあるため、ホームページ等で確認が必要。その場合、手続きにより入手した許諾書類を台本に添付すること。

https://hosokyoiku.jp/ncon_h/info/pdf/73_saisoku.pdf
「番組制作関連資料」をダウンロードしてください

【4】テレビドキュメント部門

番組制作にあたっては P20～P27「番組部門共通の注意事項（Web サイトの番組制作関連資料）」を必ず見て、必要な権利処理を済ませて提出すること。

1. テレビドキュメント部門参加規定

- (1) 高校生活や地域社会とのかかわりの中に広く素材を求め、テレビの特性を活かして制作された、高校生としての視点を大切にしたい、独創的な作品であること。
- (2) 様式規定に従った番組進行表を作成する。
- (3) 作品は、7分30秒以上8分以内でまとめる。作品の最後には「制作〇〇高校（放送局・部・委員会等）」のクレジットタイトルを入れる。様式3のテストパターンを作品の前後に5秒ずつ録画する。様式3のテストパターンは、全国大会のWebサイトよりダウンロードする。テストパターンを改変してはいけない。テストパターンにBGMが入ってはいけない。計時は、初めのテストパターンの終了時から、終わりのテストパターンの始まりまでとする。
- (4) テレビ放送番組などの再録を主体としたものは認めない。
- (5) 作品は次の形式で提出する。
MP4形式（NTSC規格、アスペクト比16:9、H.264コーデック、フルHD画質以下【解像度1080[1920×1080]以下】）、フレームレート29.97fps(30fps)のみ。

*制作にあたっての注意

審査は公開で行われること、また参加作品をNHKの地域放送や特集番組などで放送したり、イベントやWebサイト、印刷物に利用したりすることがあるので、制作にあたっては、番組に登場する著作物の権利者に利用のための許諾を文書で得て、必ず番組進行表に添付すること。

- (6) 作品の再生操作は部門の運営委員が行うが、

音量の調整については、可能な限り参加校の代表者自身が行う。

また、当日再生する生徒がいない場合、運営委員が再生を行い、音量の調整も運営委員に一任する。再生する生徒がいないことを事前にわかっているものについては、番組進行表を発表の前日までに事務局（札幌東高校渡辺）へ提出する。

- (7) 作品は事前に、タイム違反がないかなどをチェックしておく。

2. テレビドキュメント部門審査基準

- (1) 研究主題「私たち高校生と放送」のテーマに沿った、高校生に向けた内容であること。
- (2) 審査の視点
 - a. 企画・内容
 - (ア) 「私たち高校生と放送」という統一テーマを理解し、学校をとりまく素材の中から適切なものを求め、効果的に表現しているか。
 - (イ) テレビの特性を活かした作品になっているか。
 - b. 制作技術
 - (ア) 構成・演出
 - (イ) 取材の方法や努力
 - (ウ) ナレーション
 - (エ) 技術
 - ・撮影・録音の技術
 - ・編集の技術
 - ・音楽や効果音の使い方 など
- (3) 点数は100点法の1点刻みとし、a. b.の項に留意して総合的に採点する。
- (4) 顧問審査員6名の審査点のうち、最高点と最低点を除き、残り4名の審査員と専門家1名の審査点を合計したもので順位を決定する。
- (5) 入賞者の中で同点者が出た場合は、専門家の点が上位のものを優位とする。それでも同点の場合は、審査員全員の協議によって決定する。

3. テレビドキュメント部門規定違反

- (1) ±1秒を越える時間規定違反については、各審査員の点数から5点ずつ減点する。
- (2) 著作権処理の不備、番組進行表の不備等については、大会中に大会本部で確認し、出場者に直接指導を行う場合がある。指導を受けたこと自体は、地区大会での採点には影響しないものとする。
- (3) その他の規定違反等への対処については、大会本部で審議し決定する。

4. テレビドキュメント部門様式規定

- (1) 番組進行表
次の表の規定に従った様式をコンテストのWebサイトより第73回大会のものをダウンロードして、必要事項を記入する。仕上がり A4

版で「番組進行表表紙(様式 2-1)」・「CUE シート(様式 2-2)」・「権利処理一覧表(様式 2-3)」・「音源使用許諾申請書(様式 2-4)」・「取材許諾・著作物等ご提供のお願い (様式 2-5)」・「**提出前チェック表(様式 2-6)**」をまとめたものを3部「番組進行表表紙(様式 2-1)」のみを7部(コピー可)作成し、大会1日目の公開抽選終了後に、発表番号を記入して、大ホール裏に持参、提出する。(両面印刷はしない)

(2) テストパターン (様式 3)

指定のテストパターンを改変せずに使用する。
テストパターンはコンテストの Web サイトから第73回大会のものをダウンロードすること。

(3) 作品データの提出

作品を記録した MP4 データは、**5月18日(月) 17:00 までに提出する。提出の方法については、後日配布される【別紙提出要領】にて確認する。**

番組進行表について

(表中の◎の内容は必ず添付する)

◎①表紙 制作意図 スタッフ 確認欄 (様式 2-1)	全国大会ではプログラムに掲載できるタイトルは全角15文字まで。標準フォントにない記号は使わない。制作意図は200字程度にまとめる。
◎②CUE シート (様式 2-2)	作品に使用した著作物(様式2-3の著作物一覧表に記入したもの)がどこでどのように使用されていたのかが一目でわかるように記入する。
◎③権利処理一覧表 (様式 2-3)	作品に使用した著作物(音楽・効果音・新聞・書籍・美術品・写真・パソコンソフトおよびデータなど)と権利処理内容(取材場所・施設・イベント・主催者など)をすべて一覧表に記載する。これらは著作権処理が不要のものであっても必ず記載する。また著作物を使用しない場合には、表中に大きく「なし」と記載する。

(以下④～⑦は必要に応じて添付しなければならない)

④日本レコード協会の許諾証	23 ページに記載されたレコード会社については、日本レコード協会の Web サイトで申請し、発行される許諾証を必ず添付する。(詳しくは P20～27 参照)
⑤音源使用許諾申請書 音源使用申請に対する回答書 (様式 2-4)	レコード会社が著作権隣接権を持っている音源著作物を使用した場合に必ず添付する。様式 2-4 を使用しない場合は、使用を許諾された内容が記載された文書のコピーを必ず添付する。
⑥著作権者からの使用許諾書のコピー	JASRAC 管理の楽曲を使用した場合は、JASRAC の録音利用許諾書のコピーを必ず添付する。それ以外の楽曲の場合は、使用を認められた内容が記載された文書のコピーを必ず添付する。
⑦著作権フリー素材関連書類	著作権フリー素材を使用する場合、素材のタイトル(曲名)が記された部分のコピーおよび使用条件が記載された文面(使用条件の記載箇所はジャケットとは限らないので注意)のコピーを必ず添付する。

※北海道高文連のサウンドバンククラブの音源を使用する場合には、毎年配布されるファンダンゴのフリー使用条件を示した書類のコピーを添付する。

◎⑧音源以外の著作物の使用、取材の許諾など (様式 2-5)	取材にあたって許諾を必要とする場合は様式 2-5 を添付する。写真、画像等の著作物を使用する場合は必ず許諾をとること。
◎⑨提出前チェック表(様式 2-6)	全ての項目について内容を確認した上で、代表生徒および顧問のチェックを記入する。項目に該当する内容がない場合は、斜線を記入する。

*「ご協力のお願い」は添付しないこと

5. テレビドキュメント部門全道大会参加手続き

- (1) 地区大会の上位作品を地区代表として全道大会に推薦する。
- (2) 全道大会の参加費 6,000 円は、閉会式終了時に納入する。

- (3) その他、詳細については、閉会式後の全道大会参加手続きの際に連絡する。

◆補足

①取材の留意点

・取材をする場合は、コメントやインタビューの音声・映像が番組に使われること、大会の会場で公開されること、全国上位に入賞した場合に、テレビで放送される可能性があることについて、許諾を得ること。文書での許諾が必要な場合は様式2-5を使用。(文書の添付は不要)

・取材先には、全道入賞した場合、NHK札幌放送局のサイトでネット配信されることについて、可否の確認しておくこと。ネット配信が拒否されても、番組に使うことが許諾されていれば、その取材は番組に使って良い。

- ②「NHKクリエイティブ・ライブラリー」のサービスは終了したが、以前にダウンロードした素材は、「利用のルール」を守ることを条件に、Nコンについては使用許諾なく使用できる。「使用著作物一覧には明記のこと。」

https://hosokyoiku.jp/ncon_h/info/pdf/73_saisoku.pdf

「番組制作関連資料」をダウンロードしてください

*制作にあたっての注意

審査は公開で行われること、また参加作品をNHKの地域放送や特集番組などで放送したり、イベントやWebサイト、印刷物に利用したりすることがあるので、制作にあたっては、番組に登場する著作物の権利者に利用のための許諾を文書で得て、必ず番組進行表に添付すること。

- (6) 作品の再生操作は部門の運営委員が行うが、音量の調整については、可能な限り参加校の代表者自身が行う。
また、当日再生する生徒がいない場合、運営委員が再生を行い、音量の調整も運営委員に一任する。再生する生徒がいないことを事前にわかっているものについては、番組進行表を発表の前日までに事務局(札幌東高校渡辺)へ提出する。
- (7) 作品は事前に、タイム違反がないかなどをチェックしておく。

【5】創作ラジオドラマ部門

番組制作にあたっては P20～P27「番組部門共通の注意事項(Webサイトの番組制作関連資料)」を必ず見て、必要な権利処理を済ませて提出すること。

1. 創作ラジオドラマ部門参加規定

- (1) 脚本は参加資格を有する自校生徒のオリジナル作品であること。**生成AIを使って作品を作ることはできない。**文芸作品などからの脚色や改作は認めない。
- (2) 様式規定に従った番組進行表を作成する。
- (3) 作品は、8分以内でまとめる。作品の最後には「制作は〇〇高等学校(放送局・部・委員会等)でした。」というクレジットコールを入れる。クレジットコールには、クレジットコール以外の音声は入れない。また、**作品の前後に2秒程度のブランク(無音)を入れること。**作品の計時は、最初の音からクレジットコールの終わり(...でした)までとする。
- (4) 出演者は、自校生徒に限る。ただし、中高一貫校については、高校生に該当する学年の生徒に限る。
- (5) 作品データは、音声ファイルMP3形式で提出する。

2. 創作ラジオドラマ部門審査基準

- (1) 研究主題「私たち高校生と放送」のテーマに沿った、高校生に向けた内容であること。
- (2) 審査の視点
- a. 企画・内容
- (ア) 原作・脚本・演出などにオリジナリティがあるか。
- (イ) ラジオの特性を活かした作品になっているか。
- b. 制作技術
- (ア) 構成・演出
- (イ) 取材の方法や努力
- (ウ) 演技
- (エ) 技術
- ・録音の技術
 - ・編集の技術
 - ・音楽や効果音の使い方 など
- (3) 点数は100点法の1点刻みとし、a. b.の項に留意して総合的に採点する。
- (4) 顧問審査員6名の審査点のうち、最高点と最低点を除き、残り4名の審査員と専門家1名の審査点を合計したもので順位を決定する。
- (5) 入賞者の中で同点者が出た場合は、専門家の点が上位のものを優位とする。それでも同点の場合は、審査員全員の協議によって決定する。

3. 創作ラジオドラマ部門規定違反

- (1) ±1秒を越える時間規定違反については、各審査員の点数から5点ずつ減点する。

- (2) 著作権処理の不備、番組進行表の不備等については、大会中に大会本部で確認し、出場者に直接指導を行う場合がある。この指導を受けたこと自体は、全道大会での採点には影響しないものとする。
- (3) その他の規定違反等への対処については、大会本部で審議し決定する。

3. 創作ラジオドラマ部門様式規定

(1) 番組進行表

次の表の規定に従った様式をコンテストの Web サイトより第 73 回大会のものをダウンロードして、必要事項を記入する。仕上がり A4 版で「番組進行表表紙(様式 2-1)」・「CUE シート(様式 2-2)」・「権利処理一覧表(様式 2-3)」・「音源使用許諾申請書(様式 2-4)」・「取材許諾・著作物等ご提供のお願い(様式 2-5)」・「**提出前チェック表(様式 2-6)**」をまとめたものを 3 部、「番組進行表表紙(様式 2-1)」のみを 7 部(コピー可)作成し、大会 1 日目の公開抽選終了後に、発表番号を記入して、大ホール裏に持参、提出する。(両面印刷はしない)

(2) 作品データの提出

作品を記録した MP3 データは、5 月 18 日(月) 17:00 までに提出する。提出の方法については、後日配布される【別紙提出要領】にて確認する。

番組進行表について

(表中の◎の内容は必ず添付する)

◎①表紙 制作意図 あらすじ スタッフ・ キャスト 確認欄 (様式 2-1)	全国大会ではプログラムに掲載できるタイトルは全角 15 文字まで。標準フォントにない記号は使わない。制作意図は 200 字程度にまとめる。あらすじは結末まで入れて 400 字程度にまとめる。
◎②CUE シート (様式 2-2)	作品に使用した著作物(様式 2-3 の著作物一覧表に記入したもの)がどこでどのように使用されていたのかが一目でわかるように記入する。
◎③権利処理一覧表 (様式 2-3)	作品に使用した著作物(音楽・効果音・新聞・書籍・美術品・写真・パソコンソフトおよびデータなど)と権利処理内容(取材場所・施設・イベント・主催者など)をすべて一覧表に記載する。これらは著作権処理が不要のものであっても必ず

	記載する。また著作物を使用しない場合には、表中に大きく「なし」と記載する。
--	---------------------------------------

(以下④～⑦は必要に応じて添付しなければならない)

④日本レコード協会からの許諾証	23 ページに記載されたレコード会社については、日本レコード協会の Web サイトで申請し、発行される許諾証を必ず添付する。(詳しくは P20～27 参照)
⑤音源使用許諾申請書 音源使用許諾申請に対する回答書 (様式 2-4)	著作隣接権がレコード会社にある音源を使用した場合に必ず添付する。様式 2-4 を使用しない場合は、使用を許諾された内容が記載された文書のコピーを必ず添付する。
⑥著作権者からの使用許諾書のコピー	JASRAC 管理の楽曲を使用した場合は、JASRAC の録音利用許諾書のコピーを必ず添付する。それ以外の楽曲の場合は、使用を認められた内容が記載された文書のコピーを必ず添付する。
⑦著作権フリー素材関連書類	著作権フリー素材を使用する場合、素材のタイトル(曲名)が記載された部分のコピーおよび使用条件が記載された文面(使用条件の記載箇所はジャケットとは限らないので注意)のコピーを必ず添付する。

※北海道高文連のサウンドバンククラブの音源を使用する場合には、毎年配布されるファンダンゴのフリー使用条件を示した書類のコピーを添付する。

◎⑧音源以外の著作物の使用、取材の許諾など (様式 2-5)	取材にあたっての許諾を必要とする場合は様式 2-5 を添付する。写真、画像等の著作物を使用する場合は必ず許諾をとること。
◎⑨提出前チェック表(様式 2-6)	全ての項目について内容を確認した上で、代表生徒および顧問のチェックを記入する。項目に該当する内容がない場合は、斜線を記入する。

*「ご協力のお願ひ」は添付しないこと。

※ラジオでの新聞・書籍の引用について

コンテスト委員会では、新聞・書籍等については、ラジオ番組の中での引用については、資料名をはっきりとコールし(作品と引用物の主従が逆転しないなど)引用とはっきりわかるようにすれば、許諾手続きは不要としている。しかし、新聞社によっては、引用でも許諾手続きを求める会社もあるため、ホームページ等で確認が必要。その場合、手続きによ

り入手した許諾書類は台本に添付。

5. 創作ラジオドラマ部門全道大会参加手続き

- (1) 地区大会の上位作品を地区代表として全道大会に推薦する。
- (2) 全道大会の参加費 6,000 円は、閉会式終了時に納入する。
- (3) その他、詳細については、閉会式後の全道大会参加手続きの際に連絡する。

◆補足

①取材の留意点

・取材をする場合は、コメントやインタビューの音声・映像が番組に使われること、大会の会場で公開されること、全国上位に入賞した場合に、ラジオで放送される可能性があることについて、許諾を得ること。文書での許諾が必要な場合は様式 2-5 を使用。(文書の添付は不要)

・取材先には、全道入賞した場合、NHK 札幌放送局のサイトでネット配信されることについて、可否の確認しておくこと。ネット配信が拒否されても、番組に使うことが許諾されていれば、その取材は番組に使って良い。

②「NHKクリエイティブ・ライブラリー」のサービスは終了したが、以前にダウンロードした素材は、「利用のルール」を守ることを条件に、Nコンについては使用許諾なく使用できる。「使用著作物一覧には明記のこと。」

③ラジオでの新聞。書籍の引用について

コンテスト委員会では、新聞・書籍等についてのラジオ番組の中での引用については、資料名をはっきりとコールし(作品と引用物の主従が逆転しないなど)引用とはっきりわかるようにすれば、許諾手続きは不要としている。しかし、新聞社によっては、引用でも許諾手続きを求める会社もあるため、ホームページ等で確認が必要。その場合、手続きにより入手した許諾書類を台本に添付すること。

https://hosokyoiku.jp/ncon_h/info/pdf/73_saisoku.pdf

「番組制作関連資料」をダウンロードしてください

【6】創作テレビドラマ部門

番組制作にあたっては P20～P27「番組部門共通の注意事項 (Web サイトの番組制作関連資料)」を必ず見て、必要な権利処理を済ませて提出すること。

1. 創作テレビドラマ部門参加規定

- (1) 脚本は参加資格を有する自校生徒のオリジナル作品であること。生成 AI を使って作品を作ることはできない。文芸作品などからの脚色や改作は認めない。
- (2) 様式規定に従った番組進行表を作成する。
- (3) 作品は、8 分以内でまとめる。作品の最後に

は「制作○○高校 (放送局・部・委員会等)」のクレジットタイトルを入れる。様式 3 のテストパターンを作品の前後に 5 秒ずつ録画する。様式 3 のテストパターンは、全国大会の Web サイトよりダウンロードする。テストパターンを改変してはいけない。テストパターンに BGM が入ってはいけない。計時は、初めのテストパターンの終了時から、終わりのテストパターンの始まりまでとする。

(4) 出演者は、自校生徒に限る。ただし、中高一貫校については、高校生に該当する学年の生徒に限る。

(5) 作品は次の形式で提出する。

MP4 形式 (NTSC 規格、アスペクト比 16:9、H.264 コーデック、フル HD 画質以下【解像度 1080[1920×1080] 以下】)、フレームレート 29.97fps (30fps) のみ。

*制作にあたっての注意

審査は公開で行われること、また参加作品を NHK の地域放送や特集番組などで放送したり、イベントや Web サイト、印刷物に利用したりすることがあるので、制作にあたっては、番組に登場する著作物の権利者に利用のための許諾を文書で得て、必ず番組進行表に添付すること。

(6) 作品の再生操作は部門の運営委員が行うが、音量の調整については、可能な限り参加校の代表者自身が行う。

また、当日再生する生徒がいない場合、運営委員が再生を行い、音量の調整も運営委員に一任する。再生する生徒がいないことを事前にわかっているものについては、番組進行表を公表の前日までに事務局 (札幌東高校渡辺) へ提出する。

(7) 作品は事前に、タイム違反がないかなどをチェックしておく。

2. 創作テレビドラマ部門審査基準

(1) 研究主題「私たち高校生と放送」のテーマに沿った、高校生に向けた内容であること。

(2) 審査の視点

a. 企画・内容

(ア) 原作・脚本・演出などにオリジナリティがあるか。

(イ) テレビの特性を活かした作品になっているか。

b. 制作技術

(ア) 構成・演出

(イ) 取材の方法や努力

(ウ) 演技

(エ) 技術

- ・撮影・録音の技術
- ・編集の技術
- ・音楽や効果音の使い方 など

- (3) 点数は 100 点法の 1 点刻みとし、a. b の項に留意して総合的に採点する。
- (4) 顧問審査員 6 名の審査点のうち、最高点と最低点を除き、残り 4 名の審査員と専門家 1 名の審査点を合計したもので順位を決定する。
- (5) 入賞者の中で同点者が出た場合は、専門家の点が上位のものを優位とする。それでも同点の場合は、審査員全員の協議によって決定する。

3. 創作テレビドラマ部門規定違反

- (1) ±1 秒を越える時間規定違反については、各審査員の点数から 5 点ずつ減点する。
- (2) 著作権処理の不備、番組進行表の不備等については、大会中に大会本部で確認し、出場者に直接指導を行う場合がある。この指導を受けたこと自体は、全道大会での採点には影響しないものとする。
- (3) その他の規定違反等への対処については、大会本部で審議し決定する。

4. 創作テレビドラマ部門番組様式規定

- (1) 番組進行表
次の表の規定に従った様式をコンテストの Web サイトより第 73 回大会のものをダウンロードして、必要事項を記入する。仕上がり A4 版で「番組進行表表紙(様式 2-1)」・「CUE シート(様式 2-2)」・「権利処理一覧表(様式 2-3)」・「音源使用許諾申請書(様式 2-4)」・「取材許諾・著作物等ご提供のお願い(様式 2-5)」・「**提出前チェック表(様式 2-6)**」をまとめたものを 3 部、「番組進行表表紙(様式 2-1)」のみを 7 部(コピー可)作成し、大会 1 日目の公開抽選終了後に、発表番号を記入して、大ホール裏に持参、提出する。(両面印刷はしない)
- (2) テストパターン (様式 3)
 指定のテストパターンを改変せずに使用する。
テストパターンはコンテストの Web サイトから第 73 回大会のものをダウンロードすること。
- (3) 作品データの提出
作品を記録した MP4 データは、5 月 18 日(月) 17:00 までに提出する。提出の方法については、後日配布される【別紙提出要領】にて確認する。

番組進行表について

(表中の◎の内容は必ず添付する)

◎①表紙 制作意図	全国大会ではプログラムに掲載できるタイトルは
--------------	------------------------

あらすじ スタッフ・ キャスト 確認欄 (様式 2-1)	全角 15 文字まで。標準フォントにない記号は使わない。制作意図は 200 字程度にまとめる。あらすじは結末まで入れて 400 字程度にまとめる。
◎②CUE シート (様式 2-2)	作品に使用した著作物(様式 2-3 の著作物一覧表に記入したもの)がどこでどのように使用されていたのかが一目でわかるように記入する。
◎③権利処理一覧表 (様式 2-3)	作品に使用した著作物(音楽・効果音・新聞・書籍・美術品・写真・パソコンソフトおよびデータなど)と権利処理内容(取材場所・施設・イベント・主催者など)をすべて一覧表に記載する。これらは著作権処理が不要のものであっても必ず記載する。また著作物を使用しない場合には、表中に大きく「なし」と記載する。

(以下④～⑦は必要に応じて添付しなければならない)

④日本レコード協会からの許諾証	23 ページに記載されたレコード会社については、日本レコード協会の Web サイトで申請し、発行される許諾証を必ず添付する。(詳しくは P20～27 参照)
⑤音源使用許諾申請書 音源使用許諾申請に対する回答書 (様式 2-4)	著作隣接権がレコード会社にある音源を使用した場合に必ず添付する。様式 2-4 を使用しない場合は、使用を許諾された内容が記載された文書のコピーを必ず添付する。
⑥著作権者からの使用許諾書のコピー	JASRAC 管理の楽曲を使用した場合は、JASRAC の録音利用許諾書のコピーを必ず添付する。それ以外の楽曲の場合は、使用を認められた内容が記載された文書のコピーを必ず添付する。
⑦著作権フリー素材関連書類	著作権フリー素材を使用する場合、素材のタイトル(曲名)が記載された部分のコピーおよび使用条件が記載された文面(使用条件の記載箇所はジャケットとは限らないので注意)のコピーを必ず添付する。

※北海道高文連のサウンドバンククラブの音源を使用する場

合には、毎年配布されるファンダンゴのフリー使用条件を示した書類のコピーを添付する。

<p>⑧音源以外の著作物の使用、取材の許諾など (様式2-5)</p>	<p>取材にあたっての許諾を必要とする場合は様式2-5を添付する。写真、画像等の著作物を使用する場合は必ず許諾をとること。</p>
<p>◎⑨提出前チェック表(様式2-6)</p>	<p>全ての項目について内容を確認した上で、代表生徒および顧問のチェックを記入する。項目に該当する内容がない場合は、斜線を記入する。</p>

*「ご協力のお願い」は添付しないこと。

5. 創作テレビドラマ部門全国大会参加手続き

- (1) 地区大会の上位作品を地区代表として全道大会に推薦する。
- (2) 全道大会の参加費 6,000 円は、閉会式終了時に納入する。
- (3) その他、詳細については、閉会式後の全道大会参加手続きの際に連絡する。

◆補足

①取材の留意点

- ・取材をする場合は、コメントやインタビューの音声・映像が番組に使われること、大会の会場で公開されること、全国上位に入賞した場合に、テレビで放送される可能性があることについて、許諾を得ること。文書での許諾が必要な場合は様式2-5を使用。(文書の添付は不要)
- ・取材先には、全道入賞した場合、NHK札幌放送局のサイトでネット配信されることについて、可否の確認しておくこと。ネット配信が拒否されても、番組に使うことが許諾されていれば、その取材は番組に使って良い。

- ②「NHKクリエイティブ・ライブラリー」のサービスは終了したが、以前にダウンロードした素材は、「利用のルール」を守ることを条件に、Nコンについては使用許諾なく使用できる。「使用著作物一覧」には明記のこと。」

https://hosokyoiku.jp/ncon_h/info/pdf/73_saisoku.pdf

「番組制作関連資料」をダウンロードしてください

【7】研究発表部門

1. 研究発表部門目的

日常の校内放送活動の中から、問題解決の取り組みや創意工夫などを発表する機会を設ける。各学校が持つ諸問題を共有し、共に解決することを目的とする。

2. 研究発表部門発表について

- (1) 本発表会は発表技術を競うものではない。

発表者は以下を重視すること。

研究内容の普遍性 (多くの学校に通用する内容)

研究成果の有用性 (校内放送の現場で活用可能)

研究結果の完成度 (結論への到達)

過度な演出ではなく、研究内容を適切に伝える工夫をする。

- (2) 発表内容は、校内放送に関するものに限る。

I類=アナウンスや朗読に関する研究

II類=番組制作に関する研究

III類=その他(学校行事運営や校内放送など)

発表校はエントリーの際に自校の発表がどの類型に該当するかを申告する。

- (3) 発表内容は今回のコンテストにエントリーしているものに関連する内容、および類似の内容であってはいけない。今回のコンテストに参加している作品の上映は、たとえ一部であっても一切認めない。

- (4) 発表時間は機材調整を含め 8 分以内とし、発表者は、機械操作を含め 2 名以内とする。

- (5) 発表は、PowerPoint を使用したスクリーン 1 面によるプレゼンテーションとする。スライド画面の切り替え効果とアニメーションの使用は可能。録音・録画を主体とする発表は認めない。

- (6) 発表は主催者が用意するノートパソコンを使用して行うため、発表者は発表用の PowerPoint データ作成にあたり、他のパソコンで開くことを想定してファイルにフォントを埋め込んでおくこと。

- (7) 発表は公開を前提にしているため、提示する資料は必要な権利処理を行うこと。

- (8) 発表では、メーカー名、商品名の写り込み、特定の商品の PR を避けること。

3. 研究発表部門審査基準

- (1) 研究発表部門は、発表の技術を競うものではなく、問題解決の結論を重視するものである。審査についてはその視点に立ち、発表全体を総合的に評価する。

- (2) 点数は 100 点法の 1 点刻みとする。

- (3) 代表審査員と顧問審査員計 7 名の審査点のうち、最高点と最低点を除いた 5 名の審査点を合計したもので順位を決定する。

- (4) 入賞者の中で同点者が出た場合は、代表審査員の点が上位のものを優位とする。それでも同点の場合は、審査員全員の協議によって決定する。

4. 会場の機材と進行について

- (1) 会場には、以下の発表機器を用意する。

ノートパソコン (Windows10 or 11) 1 台

※アプリケーションソフトウェア

PowerPoint2019 or 2021

マイク 2 本
卓上スタンド

- (2) 研究した大きな作品の組み立て、設置、展示は、時間とスペースがないのでできない。
- (3) 発表時間内であれば、印刷物の配布や、両手で掲げることのできる大きさのものの提示をしてもかまわない。
- (4) 持ち込んだ機材を、会場設備に接続してはならない。準備された機器のみで発表すること。

5. 研究発表データ

- (1) 研究発表で使用する PowerPoint のデータは、300MB 以内とする。また、PowerPoint のデータに著作物が埋め込まれている場合は権利手続きを済ませること。
- (2) PowerPoint の発表データを、5月18日(月) 17:00 までに提出する。提出の方法については、後日配布される【別紙提出要領】にて確認する。

6. 研究発表部門番組進行表規定

発表は公開を前提としているので、**研究発表進行表（3部）（コピー可）**を提出する。著作権処理が必要なもの（BGM、写真など）については、番組部門と同様の処理を行うこと。（様式 4-1、4-2、4-3、4-6、必要に応じて 4-4、4-5 を提出）研究発表進行表の様式はコンテストの Web サイトより第 73 回大会のものをダウンロードして、必要事項を記入する。

7. 研究発表部門規定違反

- (1) +10 秒を越える時間規定違反については、各審査員の点数から 5 点ずつ減点する。
- (2) 著作権処理の不備、番組進行表の不備等については、大会中に大会本部で確認し、出場者に直接指導を行う場合がある。この指導を受けたこと自体は、全道大会での採点には影響しないものとする。
- (3) その他の規定違反等への対処については、大会本部で審議し決定する。

8. 動画を使用する際の注意事項

研究発表会場のスクリーンは 1 画面である。

PowerPoint からの動画再生がある場合は事前に事務局で動作確認を行うので、その旨を必ず連絡すること。

10. 研究発表部門全道大会参加手続き

- (1) 地区大会の上位作品を地区代表として全道大会に推薦する。
- (2) 全道大会の参加費 6,000 円は、閉会式終了時に納入する。
- (3) その他、詳細については、閉会式後の全道大会参加手続きの際に連絡する。

番組部門共通の注意事項

重要な内容ですので、必ずお読みください（全国大会要項より）

番組制作は、著作物の創造です。制作者であるみなさんは、自分の著作物を勝手に使用されたり改変されたりしない権利を有しています。制作にあたって他者の権利を尊重し、著作権や肖像権等を守るのは、自分の権利を守るのと同じことです。制作者・情報発信者であるみなさんは、企画の段階からこの点に配慮し、必要な手続きをとって、取材や制作を進めてください。

☆公開のための手続きを必ず行ってください！

参加作品をNHKの地域放送や特集番組、Web サイトなどで公開したり、イベントや印刷物等に使用したりすることがあります。このことを前提として、制作校が責任を持って了解や許諾を得てください。コンテストは、これらの手続きがもれなく行われていることを前提として運営します。手続きが行われていない場合、審査・公開できないことがあります。

→「ご協力のお願い」「様式2-4」「様式2-5」に記載されています。

☆権利処理について

1. 著作権

映画や画像、音楽、書籍など、自分以外の方が制作したものを素材として使用する場合

- (1) オリジナルを作った人の許諾が必要です。
- (2) 大きく映り込んだ商標登録についても使用の可否を確認する必要があります。

2. 肖像権

他の人の顔や姿などを当該人物だと確認できる状態で使用する場合

- (1) 基本的にその人（または保護者や管理者、等）の許諾が必要です。本人の事情等で作品中の映り込みが問題となってしまう場合もあります。特に学童など本人が映り込みの可否を判断できない場合は、保護者や管理者の許諾を確実に得てください。
- (2) 肖像権ではありませんが、他人の敷地内や施設内で無断で取材を行うなど、他人の権利を侵害することがあってはいけません。自校の行事等であっても、主催者（多くは学校長）の許諾が必要です。

3. その他（コンテストで発表して支障がないか）

著作権や肖像権に該当していなくても、誰かを誹謗中傷するものや残酷な内容、著しく反社会的な内容などはコンテストへの出品内容としては適当ではありません。

☆手続きには時間がかかります！

取材や著作物使用に関するすべての手続きは、都道府県コンテスト（または都道府県が指示する地区コンテスト）までに完了してください。

書類提出締切直前に著作物の使用許諾を申請することは、関係機関に多大な迷惑をかけ、コンテストに関わる全作品の許諾に支障が出る恐れもあります。まず、関係機関の Web サイトで手続きについて確認し、十分な余裕を持って申請を行ってください。許諾書が間に合わない場合、その作品は許諾を受けていないのと同じく規定違反（失格または減点）となり、作品の公開ができないこともあります。

☆手続きの方法について

「様式2-1」から「様式2-6」で番組進行表を作成し、手続きを行ってください。記入例や記入上の注意などは、当コンテストの Web サイト（https://hosokyoiku.jp/ncon_h/infol）で「**番組部門規定 細則**」をダウンロードしてください。

*** 提出書類は必ず今年度の様式のをダウンロードして確認してください ***

1 取材の了解・許諾の手続き

- (1) 取材にあたっては、「ご協力のお願い」を用いて関係者に了解を得る。

取材をお願いする際、必要に応じて「ご協力のお願い」に必要事項を記入して渡し、依頼の趣旨を説明して了解

解を得てください。番組への出演（インタビューを含む）や、個人情報を番組で使用するような場合がこれにあたります。「ご協力のお願ひ」は、番組進行表に添付する必要はありません。

※申請しても了解が得られない場合もあります。まず先方に確認してください。

※創作ドラマの制作においても、録音・撮影にあたっては同じ手続きを行ってください。

※取材で、個人の意見や個人の判断などを超えるような表現等がある場合は、次の（２）の通り「様式２－５」で許諾を得ること。

（２）特に以下のような場合は、「様式２－５」で許諾を得る。

イベント・公式試合・競技会等での取材 → 主催者の許諾を得ること。

２）の「管理者の許諾」を要する場合もあるので確認すること。

２）許可を得なければ入れない場所や、自由に出入りできるが録音・撮影が制限される場所での取材や、先方が文書による許諾が必要と判断する場合 → 管理者の許諾を得ること。

《例》 教育機関、公共交通機関の駅や車内、ショッピングセンター、遊園地、美術館、等

許諾を得て番組で使用した内容は、該当の欄に「様式２－３」の権利処理記号（A, B, C・・・）を記入し、「様式２－５」右上にもその記号を朱書きして、番組進行表に添付してください。

→ 様式２－３「権利処理一覧表」記入例 番組部門制作関連資料 P12～P13

※ 取材相手の著作物・写真・演奏等を使用する場合は、様式２－５で許諾を得てください。

※ 「様式２－５」以外の形式で許諾を得ている場合は、その文書を添付してください。その際、「様式２－５」と同じ内容が含まれていることを確認してください。

（３）乳幼児・小中学生に対する取材は、保護者に許諾を得る。

乳幼児・小中学生の映像・音声で、個人が特定される場合は、保護者の許諾を「様式２－５」で得て下さい。保護者の許諾を得ていることを団体（学校等）の責任者が証明する文書でもよいものとします。

※文書による許諾を得ることは難しいが口頭での許諾は得ている場合、顧問の責任において証明して下さい。

（様式２-5または同様の内容が含まれる自作の様式に顧問名とその旨を明記すること）

（４）ドローン等での撮影は関係する法令や規制を守り、その内容確認と撮影場所の許諾を得る。

ドローンを飛ばして撮影する場合、以下の事項に従っていることを顧問が確認している内容の書面を提出してください。ドローンでの撮影以外でも、特殊な撮影を行う場合はこれに準じてください。

- ・地域によって法律（条例）や規制があるので、それらの許可を取ってください。
- ・免許や資格（電波法など）、ドローンの登録、飛行場所の許可や飛行規則（航空法）の遵守、保険の加入などが必要な場合もあります。
- ・撮影場所の許諾を得てください。学校敷地内では、学校長の許諾を得てください。

２ 著作物を使用する場合の原則

個人や法人が創作した文芸、学術、美術、音楽などの文化的な創作物（＝著作物）は著作権法で保護されています（「著作権」）。また、著作物の伝達に重要な役割を果たしている実演家（歌手・演奏家・俳優など）、レコード会社、放送事業者、有線放送事業者には「著作隣接権」という権利があります。従って、他人が創作した著作物を利用するときには、**著作権と著作隣接権の使用許諾の手続きが必要**です。

著作物のコピーや模造の使用は、著作権法違反に当たる場合があるので、注意してください。

- ・当コンテストでは、**文書による許諾**を原則とします。許諾に関する文書は、番組進行表に添付してください。
- ・番組制作者（「様式２－１」のスタッフ・キャスト欄に記載されている生徒）自身の著作物（楽曲、写真、イラスト、効果音など）については、「様式２－３」に「自作」と記入してください。
- ・番組制作者以外の方が権利を有する物を使用する場合は、手続きを行ってください。（過去の放送部員等が制作した著作物・収録した音声や映像も含む）
- ・個人所有の写真、親書、美術品も著作物として手続きを行ってください。

- ・統計のデータ自体は著作物ではありませんが、それをもとにグラフなどを制作した場合は、画面に表示を入れてください。(例:「総務省ホームページより」)
- ・著作権の保護期間が「著作者の死後50年」から「著作者の死後70年」に延長されたので注意してください。(2018年12月30日発効)
- ・著作権が切れていることの確認が取れた楽曲(必ず確認のこと)の楽譜は、適法に購入して手に入れたものであれば自由に演奏のために使用してよく、その楽譜出版社から許諾を得る必要はありません。

3 音楽著作物を使用する場合の手続き

著作権・著作隣接権の両方の許諾手続きを行い、著作権料・使用料は参加校が支払ってください。

(1) 著作権処理

■著作権者の確認

著作権管理団体のWebサイトで、使用する楽曲の管理状況を調べてください。

JASRAC www.jasrac.or.jp NexTone www.nex-tone.co.jp

■著作権管理団体の管理楽曲の場合

Webサイトで確認し、所定の手続きを行って利用許諾を受けてください。

<例>JASRAC管理の楽曲の著作権処理の手順

1	JASRAC管理の楽曲かどうか、JASRAC作品データベース「J-WID」で確認する。
	Webサイトでの申請(通常、②以降は2~3日で完了) ①J-RAPP(オンラインライセンス窓口)を初めて利用する場合のみ、郵送による手続きが必要。 ②J-RAPP利用者トップメニュー画面の「録音物」または「映像ソフト」から、指示に従って入力する。 ③J-WIDから手続き完了メールが届いたら、J-RAPPで申請情報検索を行い、「申請内容確認」画面に進んで印刷する。この時、必ず「ステータス」が「許諾済」であること。 ④印刷した「申請内容確認」楽曲一覧内の使用楽曲について、権利処理番号を朱書きし、番組進行表に添付する。縮小・両面印刷してもよい。番組進行表表紙(様式2-1)に許諾番号を記入する。
2	FAX・郵送での申請(通常、1週間程度で完了) ①JASRAC所定の申込書(ホームページからダウンロード)に記入し、利用許諾の手続きを行う。 ・ラジオ番組の場合は「録音利用申込書」および「録音利用明細書」を使用 ・テレビ番組の場合は「映像ソフト録音利用申込書(新譜)」を使用 ②JASRACから利用許諾が得られたら、許諾書のコピーの該当楽曲について権利処理番号を朱書きし、番組進行表に添付する。番組進行表表紙(様式2-1)に許諾番号を記入する。 ・ラジオ番組の場合は「録音利用許諾書」と「録音許諾番号交付票」 ・テレビ番組の場合は「映像ソフト録音利用許諾書(新譜)」

※外国曲(J-WIDの検索で表示される作品コード(8桁)の左から2番目の文字がアルファベットで表記されているもの)や専属曲(J-WIDの作品詳細表示画面の該当区分に専属とあるもの)は、事前に権利者やレコード会社に連絡を取り、金額の指定を受けることになります。この場合、指定金額が高額となるケースや利用不可となるケースがあります。また、手続きに時間がかかります。当コンテストでは、Web上でのデータの審査や公開が、著作権処理の関係上できない可能性があるため、使用しないでください。

※NexToneの場合も、Webサイトの記載に従って同様の手続きを行ってください。

■上記以外の場合

管理団体に所属していない作家の楽曲を使用する場合は、「様式2-5」または先方の指定する書式(許諾を受けた楽曲がわかる文書)で著作権者から許諾を得てください。

その他の例として、以下のような場合が考えられます。これらについては、「様式2-5」で依頼の趣旨を説明し許諾を得てください。許諾を得て番組で使用した楽曲は、備考欄に**番組進行表と同じ権利処理番号**を記入し、「様式2-5」右上にもその番号を朱書きして、**番組進行表に添付してください**(コピーでもよい)。

《例》1) 校歌、応援歌、それらに類する楽曲(JASRAC等著作権管理団体が管理していない場合)

- ① 作詞者・作曲者・編曲者、またはその権利を有している人に許諾を得る。

②①が困難な場合、その楽曲を管理する立場にある人（例：学校長、同窓会長等）に許諾を得る。
（ただし著作隣接権は別で、演奏者に対する許諾も別途必要となる。）

2) 自主制作の音源等で著作者自身が権利を有している場合

3) 団体や官庁等が権利を有している場合 など。

※市販 CD だけでなく、番組内で使用するすべての音楽著作物について、確認・手続きを行ってください。

※申請しても許諾が得られない場合もあります。まず先方に確認してください。

(2) 著作隣接権の手続き

楽曲の著作権の有無にかかわらず、演技・演奏や市販の CD 等の音源を利用する場合、著作隣接権の手続きが必要です。いわゆる著作権フリー音源でも、著作隣接権の手続きが必要になる場合があるので注意してください。

■日本レコード協会が申請窓口となるレコード会社の場合

コンテストでの音源利用に限り、一般社団法人日本レコード協会の Web サイトに掲載されたレコード会社はレコード協会が申請窓口となります。

日本レコード協会 www.riaj.or.jp/f/leg/rec_license/

<例> 日本レコード協会が申請窓口となるレコード会社に対する著作隣接権処理の手順

1	使用する音源について、日本レコード協会を通じた申請が可能か、レコード協会の Web サイトで確認する。
2	日本レコード協会所定の音源使用許諾申請書に必要な項目を記入し、申請ページから送信する。
3	音源使用について許諾の可否および許諾可能な場合の使用料について、日本レコード協会より電子メールにて回答がある。許諾可能の通知の上で、請求書が発行されるので、指定期限までに使用料の振り込みを完了する。
4	使用料の受領確認後、許諾証が発行される。番組進行表に許諾証のコピーを添付する。右上に、著作物番号を朱書きすること。

※レコード会社の情報は随時更新されるので、最新情報を確認してください。

※手続き期間に十分な余裕を持って、遅くとも2週間前には申請を済ませてください。

※許諾証には「Web サイトなどでの公開」の文言がありませんが、そのまま添付してください。

■それ以外のレコード会社の場合

「様式2-4」を使用して、レコード会社・音楽事務所等に直接申請を行います。

■演技者・演奏者（例：吹奏楽部）の演技・演奏を録音（撮影）した場合

「様式2-5」を使用して、演技者・演奏者に申請を行います。「ご協力のお願ひ」で取材の了解を得ている場合も、隣接権に関わる許諾は文書で得てください。

(3) その他 ...以下については特に注意すること。

- ・著作者の許可なく著作物を改ざんして利用することは、「著作者人格権」の侵害行為とみなされる。替え歌も違法な改ざんとみなされることがある。
- ・原詞・原曲の著作権が消滅していても、編曲された作品や訳詞されているものを利用する場合、著作隣接権の手続きが必要になる場合がある。

4 音楽以外の著作物・写真・映像等を使用する場合の手続き

著作物や写真・映像等を使用する場合、「様式2-5」で依頼の趣旨を説明し許諾を得てください。使用料を請求された場合は、参加校が支払ってください。許諾を得て番組で使用した著作物等は、該当の欄に番組進行表と同じ権利処理番号を記入し、「様式2-5」右上にもその番号を朱書きして、番組進行表に添付してください。

下記のような例が考えられますが、これ以外にも、他人が創作・考案・制作・所有しているものについては、その権利者に許諾を得てください。番組での使用においては私的使用とは異なり、**許諾が得られない場合や、使用料が発生する場合があります。**(パソコン・スマートフォンのソフト自体やアイコンの画像、ロゴ、映像等については、許諾が得られないケースが多くあります。) **必ず事前に確認し、手続きを行ってください。**

他者が権利(著作権、肖像権等)を持っている素材を使用する場合は、番組内のどこで使用しているのが判別できるように明示してください。

いずれの場合も、乳幼児や小中学生(制作の時点で)が被写体である場合、保護者の許諾を必要とします。

《例》

1) 文芸、学術、美術などの文化的な創作物

書籍自体および書籍に収められた文章や絵、新聞やその記事、雑誌やその記事、Web上の記事、ポスター、キャラクター、シンボルマーク、アイコン、地図など。(Googleのコンテンツ、ならびに国土地理院発行の地図については、「6 インターネット上の素材の使用について」を参照)

2) 手紙

公開されている書簡と親書に当たる手紙とでは処理が異なる。親書の場合は該当者から許諾を得る。

3) 写真、映像(静止画・動画)

① 撮影者、被写体となった(肖像権を持つ)人、所有者の許諾を得る。(これらの権利者が同一である場合は文書に明記する。)

※ 制作した放送部員が撮影または被写体となった写真については、自作の著作物と同様、「様式2-3」に明記する。

② 集合写真の場合、被写体である全員に許諾を得ることが望ましいが、困難な場合は責任者の許諾を得る。

③ 昔の写真で、上記の権利者が不明の場合、その写真の管理者の許諾を得る。

4) テレビ・ラジオ・Web番組やその一部、他者が収録・撮影した素材

他者が制作した番組やその一部、他者が収録・撮影した素材(音声・映像)を使用する場合、該当者の許諾を得る。また、使用する部分内に当コンテスト参加にあたって許諾を要するものが含まれる場合は、改めて必要な手続きを行う。

・番組進行表の「様式2-2」「様式2-3」の該当箇所に、必要事項を記載する。「様式2-5」等の文書がある場合は添付する。

・当コンテストに参加した自校の過去の作品を使用する場合も、その内容を明示する。ただし、主催者(NHK杯全国高校放送コンテスト委員会)の許諾は不要である。

《番組内での明示例》

・テレビ部門：使用部分の開始から終了までテロップで表示する。

(例) 2019年本校放送部撮影 ○○○○さん撮影 2019年12月26日東京新聞
2019年○○高校放送部制作「今を生きる私たち」 NHK特集「(番組名)」など

・ラジオ部門：使用部分の直前または直後に、ナレーション等で明示する。

(例)「これは、昨年○○高校放送部が制作したラジオ番組中のインタビュー音声です」
「これは、2019年12月NHKが放送したラジオ番組『(番組名)』で○○さんが話した内容です」など

5 著作権フリー素材の使用について

「著作権フリー」とうたっている素材の中には、私的使用でない場合(コンテストへの出品等)、著作権の手続きが必要となるものもあります。制作元に問い合わせ、よく確認してください。わからない場合は、**使用しないでください。**

・著作権の手続き不要の素材を使用した場合は、**素材のタイトル(曲名)が記載された部分のコピーと手続き不要の旨(使用条件)が記載された文面のコピーの両方を添付してください。**

① 添付するコピーはA4縦とし、用紙の右上に**著作処理番号**を朱書きする。

② 同一の素材集(CD)から複数の素材を使用する場合は、該当の素材と権利処理番号が一致するように記載する。

- ③ 使用条件の記載箇所はジャケットとは限らないので注意する。
- ④ 使用条件等が外国語で記されている文書は、必要な箇所の日本語訳を必ず添付する。
- ・ コンテスト委員会が著作権手続き不要の利用条件を確認している下記の CD は、添付書類不要です。
 - (株) アーキーの「School Life シリーズ」
 - (有) EXインダストリーの「著作権フリー音楽 CD」
 - エンドレスエコーの著作権フリーCD
 - サウンドファクトリーの著作権フリーCD
- ・ 学校のチャイムを使用する場合は著作権処理が必要です。ただし、パナソニック・TOA・ユニペックス・JVC ケンウッドの製品内蔵の「ウェストミンスターの鐘」については、当コンテストの番組内での使用許諾をいただいていますので許諾書類の手続き・提出は不要です。ただし TOA は「演奏機器 (ML-1000) 用 (ML-1000) 用メロディクスカード MC-1020 内蔵「ウェストミンスターの鐘」と JVC ケンウッドは「PA-DT600/PA-DT600(B)」・「PA-W53」に限ります。

6 インターネット上の素材の使用について

インターネット上の素材（静止画・動画・イラストなど、音楽・効果音以外の素材も含む）には、権利関係において使用の難しいもの、危険なものも含まれているため、**著作権フリーであっても、当コンテストでは使用禁止**とします。インターネット上の素材で使用を認めるのは下記のものに限ります。使用上の注意を守ってください。

- ・ 使用者がそれぞれの会社との利用規約を遵守して使用するもの
 - (株) アーキー
 - (有) EXインダストリー
 - NHKクリエイティブ・ライブラリー
 - ※NHKクリエイティブ・ライブラリーは、2025年9月30日で、提供を終了していますが、それまでにダウンロードした素材については引き続き使用できます。
- ・ 当コンテストでの使用についてコンテスト委員会が確認したもの
 - Google のコンテンツのうち、Google マップおよび Google Earth
 - 国土地理院の Web コンテンツ
- ・ 官庁が権利を有している素材で使用許諾が得られたもの

<使用上の注意>

1. Google のコンテンツについて

- (1) Google マップ、Google Earth については、番組内で使用して構いません。また、本コンテストでの利用にあたり、コンテンツ（地図データ、画像）の提供元が Google だけの場合は、特に Google へ許諾を申請する必要はありません。ただし、Google のコンテンツ使用中は、画面上に文字で「©Google」、または Google の「ロゴ」を表示しつづけてください。また、文字とロゴを混在させて表記することはできません。
- (2) Google マップ、Google Earth とも、コンテンツ（地図データ、画像）が Google 以外から提供されたものを含んでいる場合は、上記の文字表記「Google」、もしくは Google の「ロゴ」の表示に加え、画像データの提供元も表示してください。
 - (例) Google マップであれば、地図右下「画像データ」欄に「©2019 Google」と示されていれば、使用されているデータは Google のものだけで、許諾の確認は不要です。「©2019 Google, SK telecom」、「©2019 Google, INEGI」等、Google 以外の企業名、機関名が示されていれば、そのデータ提供元への許諾確認と、番組進行表内（様式 2-2、2-3）に明示、確認内容を示す書類（様式 2-5 等）を番組進行表に添付する必要があります。（画面内表示例）「地図データ：Google, Maxar Technologies」
- (3) 番組内で使用するコンテンツが第三者の著作権、肖像権、登録商標、プライバシー等に関わる場合は、別途当該者から利用の許諾をとり、番組進行表内（様式 2-2、2-3）に明示、許諾を示す書類（様式 2-5 等）を添付してください。
- (4) ストリートビューは、本コンテストでは使用しないでください。

※ 利用規約や表示の仕方等の詳細は、次の Google ホームページで確認してください。

- Google 利用規約：<https://policies.google.com/terms?hl=ja/>
- Google マップ&Google Earth について（表示方法など）：
<https://about.google/brand-resource-center/products-and-services/geo-guidelines/>
- Google マップ / Google Earth 追加利用規約：https://www.google.com/intl/ja/help/terms_maps/

2. 国土地理院のコンテンツ（Web コンテンツ、刊行物、提供物）について

利用して構いません。本コンテストでの利用にあたって、特に国土地理院へ許諾を申請する必要はありません。ただし、Web コンテンツ、刊行物、提供物とも、番組内でコンテンツを使用中は国土地理院のコンテンツを利用していることを表示しつづけてください。また刊行物、提供物に関しては「国土地理院〇〇万分の1地方図」等、どの地図を利用しているのかも表示してください。表示の仕方等、詳しくは次の国土地理院ホームページで確認してください。

- 地図の利用手続きフロー：<https://www.gsi.go.jp/common/000220048.pdf>
- 利用規約：<https://www.gsi.go.jp/kikakuchousei/kikakuchousei40182.html>
- 出所の明示（例）：<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-meizi.html>

3. 官庁が権利を有する素材（Web コンテンツ、刊行物、提供物）について

許諾を得られれば使用して構いません。使用中は、上記1・2と同様に、テロップで表示しつづけてください。許諾書類は番組進行表に添付してください

7 引用について（および生成 AI 使用に関する考え方）

著作物を引用する場合、次のような点に関して十分に注意し、正当な範囲内で行ってください。

- 引用する著作物が公表されていること。
- 番組の中で著作物を引用する必然性があること。
- 引用部分が番組のほかの部分とはっきり区別されていること。
- 番組が主で、引用する著作物が従であるという主従関係が明白であること。
- 引用する著作物が必要最小限の範囲に限られていること。
- 引用する著作物を改変しないこと。
- 引用する著作物の出所を「6 音楽以外の著作物…を使用する場合の手続き」の4)のように明示すること。

生成 AI 使用については、以下の通りの考え方とします。

- 参加規程に「番組制作の各部門は、高校生の創作に限る」とあり、生成 AI を使った場合は創作ではない。
- 創作ドラマ部門規定に「自校生徒のオリジナル作品であること」とあり、生成 AI を使って作品を作ることはできない。
- 作品の一部として生成 AI で作ったものを引用として使用する場合は、作った際の詳細や使用許諾に関するものを添付すること。
- アナウンス部門規定に「原稿を生徒が自作したものに限る。（生成 AI による原稿作成は不可とする。）」とあり、生成 AI を使って原稿を作ることは自作ではない。

規定違反について

参加者が規定に沿って作品制作や発表を行い、点数で順位を競うのがコンテストです。参加者は、制作・発表にあたり規定を遵守してください。コンテスト要項は、毎年新しい内容や変更があり、都道府県担当者を通じて連絡する場合があります。必ず細部まで確認してください。また、コンテストへの提出前には、漏れがないことをチェックしてください。

規定違反の例（失格・減点対象）

- 不適切な表現（差別的表現・残酷な表現など）や宣伝・広告行為にあたる表現がある。
- 規定時間に違反している。

- ・他のコンテストやコンクールに参加した作品、それを改変・改編した作品である。
- ・他者の著作物や過去の作品に極度に類似していると客観的に判断され、盗作と認められる。
- ・一般的な機器で正常に再生できない。
- ・コンテスト委員会で定めたもの以外のインターネット上の素材を使用している。
- ・文書による許諾が必要な取材で、許諾を得て（文書添付をして）いない。
- ・著作物（キャラクター等を含む）の著作権・著作隣接権処理、文書添付をしていない。
- ・写真や映像、番組等の使用について、権利処理、文書添付をしていない。
- ・著作権フリーの使用条件を示した文面のコピーを番組進行表に添付していない。
- ・許諾文書が提出期限に間に合わない
- ・アナウンス・朗読部門で、提出原稿のとおりに発表していない。
- ・朗読部門で、原稿の改変（文途中からの抽出、脱落等）がある。
- ・朗読部門で、指定の書籍ではないテキストを使用し、内容や表現が異なっている。

この他にも、**参加規定・各部門の規定に反するもの**は、失格・減点の対象となります。

各様式のダウンロードと記入について

各様式については、必ず今年度のものを「NHK杯全国高校放送コンテスト全国大会」のWebページより、ダウンロードして使用してください。

NHK for School NHK 杯全国高校放送コンテスト



https://hosokyoiku.jp/ncon_h/info/index.html

また記入の方法については、必ず「番組部門制作関連資料」のP9～17を参考にしてください。

「番組部門制作関連資料」には、番組制作や音楽使用時の「許諾手続きフローチャート」もありますので、ご活用ください。

